

はじめに

計画策定の背景と目的

大町町は現在、モータリゼーションの進展や人口減少、少子高齢化等による社会構造の変化の影響も受け、自家用車に過度に依存した交通体系となっています。公共交通機関は、JR佐世保線とこれに並行して走る路線バス（祐徳バス）及びタクシー（大町観光タクシー）がありますが、鉄道、路線バスは利用可能な地域が限られ、運行本数も少ないのが現状です。

この様に、自動車を自由に運転することができない高齢者などの移動制約者に対する買い物や通院など、日々の移動手段を確保することが喫緊の課題となっています。この問題を解決するため、令和3年4月1日からコミュニティバス（まちバス、定時定路線）の実証運行を開始しました。実証運行は9月30日までの半年間行い、その結果による運行計画の改善を行った上で、令和3年10月から本格運行となりました。

この様な取り組みも含めて、大町町の持続可能な地域公共交通のあり方、実現方法等に関して、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月施行）」の法改正が行われ、令和2年6月に公布、11月に施行されました。この改正を受けて、大町町では令和4年4月から令和9年3月までの5年間の「大町町地域公共交通計画」を策定しました。

大町町地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に基づく計画であり、同第6条において定める協議会である「大町町地域公共交通会議」における協議の上、策定されています。

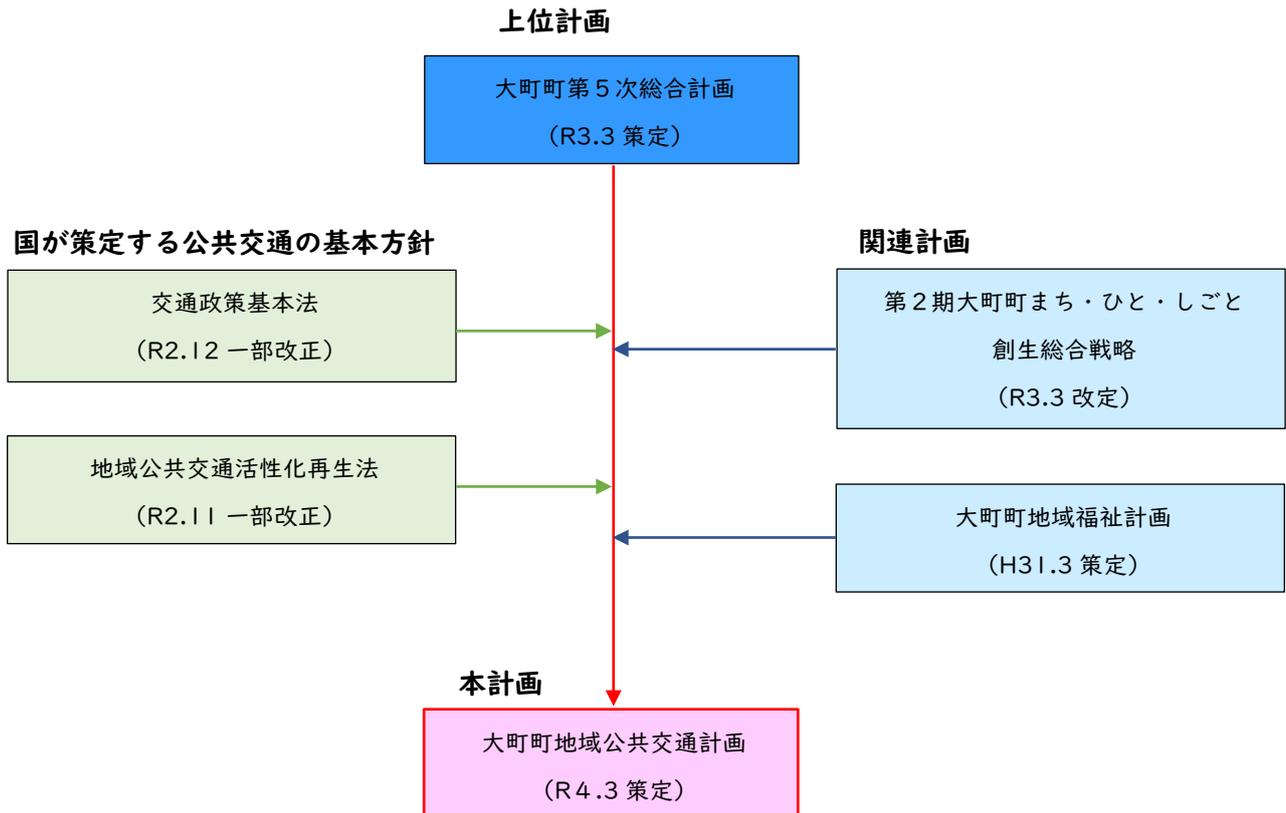
計画の対象

「公共交通」のうち、鉄道、路線バス、コミュニティバス、一般タクシー等を本計画の施行対象とします。

本計画の対象	
	
鉄道（JR佐世保線）	路線バス（祐徳バス武雄線）
	
コミュニティバス（まちバス）	タクシー（大町観光タクシー）

計画の位置づけ

本計画は、大町町のまちづくりの指針である「大町町第5次総合計画」や「第2期大町町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「大町町地域福祉計画」などの上位・関連計画と一体性を確保しつつ、国が策定する公共交通の基本方針である「交通政策基本法」「地域公共交通活性化再生法」との整合を図り、本町における公共交通のマスタープランとして策定します。



SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGsは、「Sustainable Development Goals」持続可能な開発目標の略であり、2015年（平成27年）9月の国連サミットで2030年（令和12年）までの長期的な開発の指針として採択された国際社会共通の目標です。

SDGsでは、「地球上の誰ひとりとして取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの17の目標に示される多様な項目の追及が、地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであることから、大町町においても、本計画に掲げる各施策・事業を推進するにあたり、SDGsを意識し、持続可能な地域づくりを目指します。

SDGsにおける17の目標

